

第 3 回

富里市農業委員会議事録

令和 4 年 3 月 1 1 日（金）

富里市役所分庁舎 2 階大会議室

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第3回）

日 時 令和4年3月11日（金）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 藤 崎 芳 久

- 議 事
- 1 議事録署名委員の指名
 - 2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 4 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
 - 5 議案第4号 富里市標準農作業料金（案）について
 - 6 議案第5号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
 - 7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

農業委員

出席（7名）

2番 伊 井 義 則
4番 篠 原 美 惠 子
6番 森 田 孝 子
8番 藤 崎 芳 久

3番 塩 澤 英 一
5番 相 川 克 義
7番 田 上 友 子

欠席（1名）

1番 関 利 之

◎開 会

議 長 これより令和4年第3回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は8名中7名ですので、会議は成立しております。

(午後 1時30分)

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

相川克義君、森田孝子君、以上の諸君にお願いします。

◎議案第1号

議 長 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

相川委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

相川委員。

相川委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1。

担当委員は藤崎会長、森田委員、田上委員、私相川です。

概要は議案書のとおりです。

今回の所有権移転理由は、権利者は経営規模拡大、申請地が自宅に近く耕作が可能なため。義務者は病気のため耕作ができないこと。

土地の表示は、田1筆 3,205平方メートル、畑5筆 8,680平方メートルです。

申請地の位置は、資料のとおりですので各自ご覧ください。

申請地の現況は、水田は草が生えておりまして、3分の2程は刈ってありました。耕作している様子はありませんでした。畑は牧草が生えています。

隣接農地との境界は、境界杭で確定しております。

進入路は市道により確保されています。

第三者の権利等はなし。売買価格は10アール当たり50万円です。

権利者の農業経営状態は、農業経営者です。農業形態は、水稻、畑作で、畑には栗を作物付けしております。

営農状況は、田37.11アール、畑196.34アールです。

労働力は、世帯員2人、従農者2人、専業2人です。

従事日数は延べ年間で400日です。

保有農機はトラクター、田植え機。

営農計画は、水稻、栗を予定しています。

住所地から申請地まで2キロメートル。車を使って10分位です。

耕作の一切を第三者へ委託する予定はなし。

以上のことから効率的に利用されると認められます。

報告終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

◎議案第2号

議 長 日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

森田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

森田委員。

森田委員 はい、議長。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1について書類調査及び現地調査の結果についてご報告いたします。

担当委員は、藤崎会長、相川委員、田上委員、私森田です。

権利者、住所、XXXXXXXXXX、XXXXさん。

義務者、住所、XXXXXXXXXX、XXXXさん。

申請地番は議案記載のとおりです。

農振除外関係は、平成10年6月10日付け全体見直しです。

申請地の位置は、富里第一小学校から東へ450メートルに位置します。

農地区分は第2種農地。千葉県農地転用関係事務指針P29⑤(b)に該当です。

申請地の状況は農地で、違反ありません。

転用の用途は、貸駐車場の設置です。権利種別は所有権移転です。

転用の概要は、貸駐車場6台、貸ガレージ1棟。

転用理由は、会社の駐車場が手狭のため。会社専用作業車、営業車、計7台。新たに隣接地に設けたい。

申請農地以外での利用可能な土地はなし。進入路の確保あり。隣接地との境界杭あり。

資力についてですが、土地台170万円、整地費154万円、建設費616万円、その他35万円、合計の事業総額976万4,095円。見積業者は株式会社カクイチ千葉営業所。

事業実施資金は、申請者が代表でもある [REDACTED] の融資証明が添付されており、残高証明も添付されており、総額より多いことを確認しました。

過去の転用許可はありますが、工事完了済み。第三者の権利はなし。

工期については令和4年4月1日から同月30日までの1か月間を予定。

事業区域内に農地以外の土地はなし。転用面積は適当です。

周辺地権者への説明はなし。隣地に農地がないためです。

土砂等流出対策は、周りはブロックで囲み土砂雨水の流出を防止する。

土砂の搬入計画はなし。工事期間中の防災計画は、近隣に騒音、ごみ、ほこり、交通事故など迷惑のないよう十分に注意します。ガス粉じん等の発生状況はなし。

排水計画は、雨水の処理は敷地内浸透。日照、通風等による支障はなし。

以上のことから、転用許可基準である立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案件を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

次に、所有権移転2を議題とします。

田上委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

田上委員。

田上委員 はい議長。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転2について現地調査の報告をいたします。

担当は藤崎会長、相川委員、森田委員と私田上です。

申請内容は議案記載のとおりです。

権利者は、■■■■さん■■才、■■■■さん■■才のご夫婦です。義務者は■■■■さん■■才です。権利者義務者の関係は第三者です。

農振除外関係は、平成10年6月10日付け見直しです。

申請地は、東関東富里インターを南へ470メートル程の富里インターゴルフ南に位置します。農地区分は第2種農地（b）に当たります。

申請地の状況は農地。違反はありません。

転用の概要は、専用住宅1棟、鉄骨平屋、建築面積は81.28平方メートルです。

土地選定理由は、現在アパートに居住、手狭になったため、また勤務先も近く利便性が良いためとのことです。

申請地以外での利用可能な土地はありません。

進入路の確保はあり。隣接地との境界杭もあります。

資金確保の状況ですが、事業総額は4,200万5,000円、見積業者は積水ハウス株式会社です。内訳は、土地代金840万円、建設費3,360万5,000円です。

事業実施資金は融資。金融機関は■■■■銀行■■■■支店です。

資金の内訳は、■■■■さん、■■■■さんよりそれぞれ2,500万円の合計5,000万円の融資証明があります。

権利者の過去の転用許可、第三者の権利はありません。

工期は令和4年4月30日から令和4年10月30日の6か月間です。

都市計画法関連は、令和4年2月25日提出済みです。

事業区域内に農地以外の土地はありません。転用面積は適当です。

周辺地権者への説明はあり、意見はありません。

用水は公営水道。排水は合併浄化槽から側溝へ放流、雨水は浸透枳にて宅地内処理です。
土砂搬入計画はありません。

工事期間中の防災計画は、防護柵を設置。隣接地への通風日照を考慮し、建物の設置位置を計画する。芝生などを張り土砂流出対策に努めるとのことです。ガス粉じんなどの発生可能性はありません。

以上のことから許可基準を満たしていると考えます。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案件を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

次に、使用貸借権設定1 一時転用を議題とします。

相川委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

相川委員。

相川委員

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借権設定1 一時転用。

担当委員は藤崎会長、森田委員、田上委員、私相川です。

概要は議案書のとおりになります。

土地の表示は、富里市大和字三ツ又268番14。地目、台帳畑、現況畑です。

面積、1筆542平方メートルの内0.34平方メートルです。

農振除外は平成10年6月10日付け見直し。

申請地の位置は、旧ラディソンホテルを三里塚方面に進み、ミニストップの先を左折しまして、大和ニュータウンの一番奥に位置します。

申請地の状況は農地で、サカキが植えられておりました。雑草等もなくきれいに管理さ

れていました。

転用の用途は営農型太陽光発電の設置。

権利の設定は使用貸借権設定、一時転用。

転用の概要は、再生可能エネルギーの普及拡大に貢献することで自国の電力自給率に寄与し、また営農型太陽光発電設備を設置し農地を守る。

選定理由は、地権者及び営農者の同意を得られた、日照条件の良い土地である。

申請農地以外での利用可能な土地はなし。

進入路は確保してあります。

土砂等流出対策、隣接する農地なし。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案件を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

◎議案第3号

議 長 日程第4 議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい議長。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてご説明します。

本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、2月25日付けにて、富里市長より農業委員会に対して農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼されたものです。

内容につきましては、次第の6ページに、3年新規 畑4筆 1万4,914平方メートル。

次第の7ページに、6年新規 畑5筆 1万2,055平方メートル。

次第の8ページに、10年新規 畑9筆 6,393平方メートル。

次第の9ページに、3年更新 畑3筆 1万2,704平方メートル、田1筆 2,094平方メートル。

次第の10ページから12ページにかけて、6年更新 畑23筆 7万4,111平方メートル、田6筆 1万1,695平方メートル。

次第の13、14ページに、10年更新 畑13筆 4万3,234平方メートル。

以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎議案第4号

議 長 日程第5 議案第4号 富里市標準農作業料金(案)についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい議長。

議案第4号 標準農作業料金(案)についてご説明いたします。

標準農作業料金につきましては、農作業を依頼するときの賃金や農作業の受委託を行う際の目安となるよう、農地法第52条の規定に基づく情報提供として公表しております。

今回、一般社団法人千葉県農業会議から、昨今の機械本体代の上昇や燃料価格の値上がり等を踏まえた標準農作業料金が示されました。

本市の標準農作業料金につきましては、この千葉県農業会議が設定した金額に準拠して設定しております。今回ほとんどの種目で金額が変わっております。現行の標準農作業料

金との比較については参考資料にのせていますので、そちらを参照願います。

以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎議案第5号

議 長 日程第6 議案第5号 農用地利用配分計画(案)に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい議長。

議案第5号 農用地利用配分計画(案)に対する意見についてご説明します。

本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、2月25日付けにて、富里市長より、農用地利用配分計画(案)についての意見を求められたものです。

内容につきましては、次第の17ページに1件ございます。

計画に記載されている農地情報は公簿上の記録と一致しており、第三者の権利もありませんので、計画に問題はないと思われま。

以上です。

議 長 議案第5号について意見を求めます。

意見はありませんか。

(発言する者なし)

意見なしと認めます。

本案は意見なしとする旨市長に答申することに決定しました。

以上で審議案件は終了しました。

◎報告第1号

議 長 次に、報告案件に移ります。

報告第1号について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 はい議長。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告します。

次第の18ページに1件ございます。

内容につきましては記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上です。

議 長 ただいまの報告第1号について、質問等はございませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようなので、了解いただきたいと存じます。

◎閉 会

議 長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会します。

(午後 1時53分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員